

2019年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:憲法)

2019年2月16日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の3問の中から2問を選んで論述しなさい。

(1) 公務員の政治的自由について

(2) 司法権の限界について

(3) 南九州税理士会事件最高裁判決（最判 1996・3・19 民集 50巻 3号 615頁）と

群馬司法書士会事件最高裁判決（最判 2002・4・25 判時 1785号 31頁）について

得点

2019年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:労働法)

2019年2月16日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

それぞれの問題に答えなさい。

(1) Y社には労働組合がなく、Y社は事業場の労働者の過半数代表との間で「36協定」を締結していた。同協定によると、使用者は一日8時間を超えて4時間までの残業を命じることができる、ただし月40時間を超えないものとする、とされていた。Y社の検査係であったXは、上司のAから、良品率低下の原因を究明するため残業するように命じられた。しかしXはこれを拒否して定時に退社し、翌日命じられた作業を行った。Y社はこのXの残業拒否に対して出勤停止14日の懲戒処分とし、始末書の提出を命じた。Xは、残業命令に従う義務はないという態度を変えず、提出した始末書も反省の色が見えないとしてY社は受け取りを拒否した。そしてY社は、Xがこれまでに4回にわたって同様の残業拒否を繰り返していることを理由に、Xを懲戒解雇した。

Xはこの懲戒解雇は無効であるとして、地位の確認の訴えを提起した。

この事案について、あなたの見解を展開しなさい。

(2) 地方公務員法37条1項は、「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」と定めている。この規定と、憲法28条との関係について、あなたの見解を述べなさい。

得点

2019年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:社会保障法)

2019年2月16日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

それぞれの問題に答えなさい。

(1) Aは20歳になる前から障害があり、20歳を過ぎてから障害基礎年金を受給していた。Aが交通事故にあり、死亡した。Aの遺族Xは、当該交通事故の加害者Yに、Aが平均余命に至るまで受給したであろう障害基礎年金の現在額を損害として請求した。障害厚生年金については、原則として保険料を納付していることを一つの根拠として同年金の逸失利益性を肯定した裁判例があるが、本件の場合におけるXの請求について、あなたの見解を開示しなさい。

(2) 2013年から生活保護の生活扶助基準額が引き下げられている。これに対して同引き下げは憲法25条違反であるとして、現在、生活保護変更決定の取消訴訟が争われている。こうした訴えに対して、生活保護基準の決定は厚生労働大臣の行政裁量であり、広い裁量権が認められる、という主張がある。こうした主張に対するあなたの見解を開示しなさい。

得点

2019年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:税法)

2019年2月16日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の問題1・問題2とも解答せよ

【問題1】

課税要件明確主義と不確定概念(抽象的・多義的概念)の関係について、具体的に例示しながら検討しなさい。

【問題2】

Xは平成5年から歯科医院を営む事業者である。Xの息子Aは平成27年5月に歯科医師国家試験に合格後、Xの歯科医院においてXと共に現在も診療に従事しており、平成28年4月にA名義の個人事業の開業届が所轄税務署長に提出されている。AがXの歯科医院にて診療に従事し始めてから、減少傾向にあった患者数も増加に転じ、A固有の患者も来院するようになった。

Xは平成28年分および平成29年分の所得税につき、Xの歯科医院の総収入および総費用をAと折半して確定申告をした。

Xの確定申告方法に關し、関連する判例、学説、条文に言及の上、検討しなさい。
(解答にあたり他の条件設定が必要な場合は追加設定可能である。)